

西会津町農業委員会

第10回 西会津町農業委員会総会 議事録

開催期日 令和3年5月20日

西会津町農業委員会

第10回 西会津町農業委員会総会議事録

1. 期日

令和3年5月20日

2. 場所

役場大会議室

3. 招集者 西会津町農業委員会会長 江川 新壽

4. 出席委員

(農業委員)

1番委員 渡部 定衛 2番委員 佐藤 健一 3番委員 三瓶 常夫

4番委員 岩原 稔 6番委員 江川 政次 7番委員 三留 弘法

8番委員 小原 利道 11番委員 佐藤 正光 12番委員 江川 新壽

(推進委員)

3番委員 杉原 徳夫 8番委員 佐藤 武

5. 欠席委員

(農業委員) 5番委員 矢部 幸彦 9番委員 仲川 久人

10番委員 星 敬介

6. 総会に出席した職員

事務局長 矢部

事務局次長 高津

事務局員 秦

7. 開会

午前8時57分

8. 閉会

午前9時52分

議長 おはようございます。
田植で何かとお忙しいところおいでいただきましてありがとうございます。

議長 これより総会を開会します。
本日は、総会終了後、研修会を予定していましたが、福島県非常事態宣言が発令したことにより延期になりましたので、ご了承ください。
また、議案の報告推進委員以外の推進委員につきましても、招集を取りやめましたので、報告します。
本日の出席委員は農業委員の定数12名に対して9名が出席しておりますので、（会議規則第9条の委員過半数出席により）総会は成立しております。
それでは、これより「第10回西会津町農業委員会総会」を開会します。本日の総会次第はお手元に配布したとおりであります。

議長 それでは会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第30条の規定により、
1番 渡部 定衛 委員
11番 佐藤 正光 委員
をお願いします。

議長 続いて、会議次第3・報告事項に移ります。
報告第1号「主要業務報告」について、事務局より報告いたさせます。

事務局次長 主要業務について報告する。

議長 ただいま報告のありました「主要業務報告」について、委員各位の質問、意見を求めます。

議長 ないようですので、これで質問を終わります。

議長 続いて、会議次第4・付議事件に移ります。

議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局次長 資料を基に説明

議長 事務局の説明が終わりました。続いて現地調査をされた佐藤武推進委員に報告をしていただきます。

佐藤推進委員 5月6日、3条申請のありました現地確認調査を行いました。
この畑は昨年まで、私が借りていましたが、事情があってお返しした畑です。地権者が他人に貸すことについては問題がないと考えています。
ただ、この調査報告書に意見として述べていましたが借り手側にはこのような問題があると自分は考えています。
以上、その様なことで、皆さんの信任よろしく願います。

議長 ただいま現地調査をした佐藤推進委員に報告をさせていただきました。これより、質疑を行います。

事務局次長 補足させていただきます。
有限会社〇〇は、会社法人であり、主たる事業が農業及び農業の関係事業であります。
議決権が法人の農業の常時従事者の過半以上である。
役員が過半以上が農業を常時従事しているため、農地所有適格法人の要件を満たしておりますので、農地所有適格法人として認定したいと思っております。

議長 補足説明が終わりました。質問のある方はよろしく願います。

4番委員 調査報告書の調査委員の意見の欄で隣の〇〇集落の迷惑がかかるという。この件についてどうなんですか。

議長 〇〇集落はどうなんですかについて、以前は堆肥を蒔いて苦情が来たので、井戸水、飲み水に影響はないかということがありました。
事務局説明をお願いします。

事務局次長 この件につきましては、昨年も〇〇自治区から農業委員会または環境関係の部署に申し出がありました。これにつきましては、普及所、振興局と連携をしまして、ないとはしていますが、ただし、一番問題とされているのは臭いなそうです。何回か現地に行きましたが臭いはしません。ただし、堆肥を作るので、臭いはするそうです。ただ佐藤推進委員もお解かりのとおり臭いはするそうです。私たちの方もそれらを踏まえて去年から話があったので、申請の際には注意するように、またはやる時には集落に出向いて話すようには話しておきました。

また水等につきましては佐藤推進委員もわかっていますが、水関係でなるべく支障のある所は事業しないと申出しているそうです。

議長 事務局が説明したとおり担当課が違うので、農業委員会としては、責任はないということであります。4番委員良いですか。

4番委員 はい。

11番委員 27ページの申請地一覧ですが、何ですか。

事務局次長 申請地一覧につきましては、現在、〇〇で借りている土地の一覧となっています。現在この申請地で第3条の許可、利用権の設定を受けて〇〇が耕作しています。今回37番については新たに追加ということで載せまして、現状と追加面積を載せた次第です。

議長 今回〇〇さんが追加したということでご理解願います。

11番委員 解かりました。

佐藤推進委員 28ページの履歴事項全部証明書でその中の目的の6番一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理になっていますが、〇〇自前だけでなくよそからも廃棄物を収集していることも含んでいるのですか。

事務局次長 詳しいことはわかりませんが、たぶん、堆肥とか運ぶときは産業廃棄物扱いではないと収集運搬できないかと思われます。そのため、運搬処理の許可を持っていると思われます。

佐藤推進委員 自前でやって処分するのは収集業の資格が必要ですか。

事務局次長 産業廃棄物収集運搬は県の許可が必要となります。堆肥は産業廃棄物扱いと思われます。それで会社でやっていると思われます。詳しいことはまた後で確認してみたいと思います。

議長 他にないようですので、これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

議長 これで討論を終わります。

これより議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決します。

お諮りします。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

議長 異議なしと認めます。したがって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認されました。

議長 続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局次長 資料を基に説明

議長 事務局の説明が終わりました。続いて現地調査をされた 杉原徳夫推進委員に報告をしていただきます。

杉原推進委員 5月10日、9時から佐藤職務代理者と江川委員で現地調査を行いました。54ページをご覧ください。

転用しようとしている敷地3方がいずれも道路となっていて、支障があらうと思われるところは東側の農地だけでございます。

この農地につきましても今回建てる建物につきましては平屋で整備をしたいことをございまして、さほど問題がないのかなと考えます。日照についても問題はないのかなと見たところであります。なお、この農地の隣接農地の所有者についても同意をいただいていることをございます。

以上現地を見た結果です。

議長 杉原調査委員の説明が終わりました。これより質疑を行います。

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

議長 これで討論を終わります。

これより議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を採決します。

本案は申請を適当として認めることで、ご異議ございませぬか。

議長 異議なしと認めます。したがって議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は申請を適当と認めることで、決定しました。

議長 続きまして、第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

なお、今回の案件は、〇〇番〇〇委員が当事者となっております。

農業委員会等に関する法律第31条により、委員は自己等に関係ある事項については、審議から外れることになっています。

お諮りします。

本来なら審議の間、〇〇番委員につきましては、退席していただくところですが、従来の慣例通りに、審議の間は発言を控えるということで、在席のまま進めたいと思いますが、ご異議はございませぬか。

(異議なしの声あり。)

議長 異議なしの声がありましたので、議事を進めます。それでは事務局の説明を求めます。

事務局次長 資料を基に説明
(利用権に設定1件)

議長 事務局の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。

議長 質疑なければ、これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

議長 これで討論を終わります。
これより議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を採決
します。
お諮りします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」
は申請の通り承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」は申
請の通り承認されました。

議長 続いて、次第5・その他 に移ります。
(1) 当面の日程等について事務局の説明を求めます。

事務局次長 当面の日程について説明

議長 (2) 次回総会開催日について、事務局の説明を求めます。

事務局次長 次回総会開催日について説明

議長 続いて、(3) その他 に移ります。
事務局何かありますか。

事務局次長 話題提供というか、皆さんに検討していただきたい案件がありま
す。次回以降に向けて決定していきたい。
お配りした資料「農地転用許可事務等は、住民に身近な市町村で！」

農地法4条5条の転用許可については、県知事の権限ということになっていますが、地方分権の法律の中で、権限移譲できる事務ということで、県の条例によって市町村が許可できる事務ということで農地法の転用許可となっております。すでに制度によって、裏面を見ていただくと、すでに県の移譲できる条例に基づいてこれだけの市町村が農地法4条5条の制限がありますがこのような市町村がすでに権限移譲を受けて市町村の権限で許可を出しているというような取り組みとなっております。これについては西会津町の農業委員会としてもこういったことができないか検討していきたいと考えています。これによって、軽微な転用については、町の権限でやることによってスピードアップそれから事務量の軽減が図れるのかなと思いますので、この資料をご覧ください次回以降また県から西会津町の権限移譲については皆さんにお諮りしていきたいと思いますので、ご了解願います。

議長 事務局長より情報提供をもらったのですが何か質問がありましたらお願いします。

議長 なければ、事務局からの説明を終わります。

議長 委員の皆さんより他にありませんか。

議長 以上で本日予定されておりました案件は全て終了しました。

議長 これで「第10回西会津町農業委員会総会」を閉じます。お疲れさまでした。